

9 持続可能な社会を支える文化多様性

—国際的動向を中心に—

寺倉 憲一

目次

はじめに	4	1990年代(1)—リオ・サミットと先住民の文化
I 持続可能な開発をめぐる議論における文化の位置付け	5	1990年代(2)—「文化と開発に関する世界委員会」報告書とストックホルム会議
1 文化多様性はなぜ必要なのか	6	2000年以降(1)—文化多様性宣言の採択
2 開発と文化をめぐる議論	7	2000年以降(2)—持続可能な開発の4番目の柱としての文化
3 平和構築と少数者の人権擁護		
4 創造都市をめぐる議論		
II 国際的な議論の動向	III	文化多様性保護のための国際的枠組み
1 第二次世界大戦直後から1960年代まで	1	文化多様性保護のための条約
2 1970年代—「開発の文化的側面」概念の萌芽	2	無形文化遺産条約—事例としての概観
3 1980年代—メキシコシティ宣言と「開発の文化的側面」概念の確立	3	あらゆる文化は等価なのか
		おわりに

はじめに

2002年の「持続可能な開発に関する世界サミット」に際して開催された円卓会議では、フランスのシラク大統領（当時）の演説において、文化が、環境・経済・社会と並ぶ、持続可能な開発の第4の柱であると位置付けられた。同サミットで採択された「実施計画」でも、持続可能な開発を達成するために不可欠の要素の一つとして文化多様性が掲げられている。

長年にわたるユネスコ（国際連合教育科学文化機関United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO）等での議論を経て、持続可能な社会の構築を目指す国際的な動きの中で、環境・経済・社会の各分野にわたる諸課題に取り組むに当たっては、文化多様性に配慮した開発のアプローチが鍵となると指摘されている⁽¹⁾。

開発をめぐる議論においては、現地の文化に適した戦略の必要性が確認され、環境保全の面でも、歴史的環境である文化遺産の保護とともに、各地の生態系に即した先住民の伝統的知識等に留意すべきことが広く認められつつある。また、冷戦終結後に民族・宗教紛争が深刻化する中、異文化間の対話が重視されるようになり、さらに、近年のグローバリズムの進展に対して、多様な文化の在り方を維持しようとする動きもみられる。このほか、最近では、都市政策

(1) UNESCO, *UNESCO World Report: Investing in Cultural Diversity and Intercultural Dialogue, Executive Summary*, Paris: UNESCO, 2009, p.24 (Chapter 7: Cultural diversity: A Key dimension of Sustainable development).

において、文化産業の可能性とともに、社会的統合の促進等の点で、文化の持つ力が注目されており、そうした文化の創造性を異文化との交流がさらに高めることが指摘されている。このような動向からは、文化多様性の維持こそが持続可能な開発にとって重要な意味を持つことを読み取ることができる。

以下では、これらの持続可能な開発と文化をめぐる問題について、とりわけ文化多様性との関係を中心にみていくこととしたい。まず、持続可能な開発における文化の位置付けについて、なぜ文化多様性が重要なのか等を考察した後、これまでの国際会議等における議論の経緯を概観し、最後に、文化多様性を保護するための主な国際条約にも簡単に触れることとする。

なお、「文化」の概念は多義的であるが、本稿では、ユネスコの「文化的多様性に関する世界宣言⁽²⁾」における定義に従うこととする。それによれば、「文化」とは、「特定の社会又は社会集団に特有の、精神的、物質的、知的、感情的特徴をあわせたもの」であり、また、「芸術・文学だけではなく、生活様式、共生の方法、価値観、伝統及び信仰も含むもの」であるとされ、極めて広く捉えられている。また、「文化多様性」については、2005年に採択された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約⁽³⁾」の定義に従っておく（第4条第1項）。そこでは、「文化多様性」とは、「集団及び社会の文化が表現を見出す多様な方法をいう」とされる。そうした文化の表現は、集団及び社会の中で、あるいは、異なる集団及び社会間で受け渡されるが、「文化多様性」とは、種々の文化的表現によって人類の文化遺産が表され、増加され、伝達される多様な方法のほか、芸術的な創造、生産、普及、配布及び享受の多様な様式によっても表明されるとされている。

I 持続可能な開発をめぐる議論における文化の位置付け

ここでは、持続可能な開発と文化との関係について主な論点を整理しておくこととする。これらの論点は、環境・経済・社会の各分野にわたるが、いずれにも共通するのは、文化多様性の維持が大きな意味を持つという点である。

1 文化多様性はなぜ必要なのか

なぜ文化多様性が必要とされるのだろうか。

まず、環境に適応するためには、多様な文化が存在していた方が有利であるという点が挙げられる。様々な環境の変化に対し、人類は、極めて柔軟に異なる文化を創出して生存を図ってきたとされる⁽⁴⁾。例えば、およそ1万2千年前の氷河期終了に伴う環境変化に際して、人類は、旧石器時代の狩猟採集文化を脱し、定住集落、漁撈等の新技術、貯蔵習慣等の特徴を有する中石器時代の文化へ移行することにより生き延びた。だが、中石器時代のものとなる文化は、

(2) UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity, Adopted by the 31st Session of UNESCO's General Conference, *Records of the General Conference, 31st Session Paris, 15 October to 3 November 2001, Volume I, Resolutions*, Paris: UNESCO, 2002, pp.62-63. (<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001246/124687e.pdf>) 日本語訳は、文部科学省ウェブサイトに掲載された仮訳に従った。「文化的多様性に関する世界宣言（仮訳）」(<http://www.mext.go.jp/unesco/009/005/002.pdf>)

(3) Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions. (<http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001429/142919e.pdf>) 日本語訳は、文部科学省ウェブサイトに掲載された仮訳に従った。「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（仮訳）」(<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/018.pdf>)

(4) 以下の記述は、次の資料による。内山純蔵「第4章 文化の多様性は必要か？」日高敏隆編『生物多様性はなぜ大切か？』（地球研叢書）昭和堂、2005、pp.97-138。

環境の激変に際して急に現れたものではなく、氷河期の時代から、少数ではあるが一部の温帯地域で既に存在していたことが明らかになっているという。つまり、多様な文化が共存していたからこそ、人類は、環境変化を乗り越えられたと考えられる。他と異なる文化を生み出し、多様性を維持することは、将来の状況の変化に適応し得る可能性を担保するという観点からみて、種としての人類の長期的な生存に必要なことであることになる。

次に、文化それ自体が創造力を得るために、他の文化の存在を必要とすることが指摘されている⁽⁵⁾。新たな発想は、他の文化との出会いから生まれ、異なる文化間の絶えざる交流の中に創造力の源泉がある。この意味において、他の文化は、異文化理解や寛容の対象に留まらず、自らの存在の必要不可欠の要因であるということになる。異文化間の影響は、双方向でなされるものであり、人類の文明はそのような対話の中で形作られてきた。こうした文化間の幅広い交流と革新を可能とするためには、多様な文化の存在が不可欠であるといえる。

以上のような文化多様性の意義は、しばしば生物多様性の必要性と併せて語られる。生物の多様性が保たれている地域では、文化や言語も豊富な多様性をみせるという⁽⁶⁾。

この点に関し、海洋学者のジャック＝イヴ・クストー (Jacques-Yves Cousteau, 1910-1997) は、1995年にユネスコが東京で開催したシンポジウムの基調講演において、生物多様性と対比させつつ、文化多様性の重要性を論じている。それによれば、生物多様性が確保されている場合ほど環境変化に耐えられるが、こうした生物多様性の法則は、文学、音楽、絵画などにも当てはまり、ある文化それ自体の内部の多様性、あるいは様々な文化間の差異は、人類の文明の活力にとって不可欠の要素であり、かけがえのない財産であるという⁽⁷⁾。このクストーの議論は、「外的環境」(地球環境)と「内的環境」(文化)を結びつけたものと評価されている⁽⁸⁾。

2 開発と文化をめぐる議論

これまでの国際的な議論を通じ、開発における文化的要素の重要性が認識されている。1970年代以降、途上国に欧米先進国の開発モデルをそのまま適用しても十分な成果が得られないことが明らかになり、国連等における議論では、現地の社会や文化に根ざした手法に基づき、地域社会の自発的取組みを重視する「内発的発展 (endogenous development)」の理念が有力になった。この流れは、文化政策とも連携しながら、「開発の文化的側面 (Cultural dimension of development)」を重視し、文化的要素を開発戦略に統合する考え方として確立する⁽⁹⁾。

ユネスコの考え方によれば、持続可能な開発とは、人間に焦点を合わせ、多様な文化的価値を尊重、育成するものでなければならず、それを可能にするものは、開発への文化的要素の導入しかないという⁽¹⁰⁾。文化多様性の尊重こそが持続可能な開発の成否を決定付けることになる。

この点に関連して、持続可能な開発の概念の確立に大きく貢献したとされる経済学者イグナチ・サックス (Ignacy Sachs) は、持続可能性の問題を検討する場合には、「社会」、「経済」、「生

(5) 以下の記述は、次の資料による。服部英二「文化の多様性と通底の価値—聖俗の拮抗をめぐる東西対話—」『文明は虹の大河—服部英二文明論集』麗澤大学出版会, 2009, pp.47-49; 内山同上, pp.136-138.

(6) 愛川フォルム紀子「『文化の多様性』の多様な解釈」『リーダーシップと国際性』(国際文化会館 新渡戸国際塾 講義録1) I-House Press (国際文化会館), 2009, p.192.

(7) *Tokyo Symposium: Science and Culture: A Common Path for the Future: Final Report (SC-96/WS-14)*, UNESCO/UNU, 1995, p.31. (<http://unesdoc.unesco.org/images/0010/001055/105558E.pdf>) 日本語訳は次の資料に掲載。服部英二監修『ユネスコ・国連大学 シンポジウム 科学と文化の対話—知の収斂』麗澤大学出版会, 1999, p.60.

(8) 服部 前掲注(5), p.48.

(9) 河野靖『文化遺産の保存と国際協力』風響社, 1995, pp.550-556.

(10) 同上, p.572.

態学」、「空間」、「文化」の5つの観点から同時に考慮する必要があると述べている⁽¹¹⁾。そこでいう「文化的持続可能性」とは、近代化モデル等の内発的ルーツを求めるとともに、環境重視の開発という規範的概念を、それぞれの地方における個別の生態、文化等の多元的なものに具体化して考えるプロセスをも含意するものとされており、ここでも「開発の文化的側面」と同様の考え方が示されているとみることができる。

3 平和構築と少数者の人権擁護

国家間や文明間の相互理解の欠如は、人類の歴史において、しばしば国際的紛争やテロリズム等の要因となってきた。平和の構築のためには、異文化間の相互理解や寛容が必要となる。多様な文化の在り方を認め、他の様々な文化について知ることは、紛争を未然に防止し、平和構築に寄与することになる。第二次世界大戦後に設立されたユネスコは、相互の風習と生活に対する無知が戦争の惨禍につながったとして、教育、科学のほか文化を通じた国際的な相互協力の確立により、平和と安全に貢献することを使命に掲げた⁽¹²⁾。このため、ユネスコでは、異なる文化間の対話を重視したプロジェクトを一貫して継続してきた。さらに、冷戦終結後に、それまで東西間の対立の下に封じ込められていた民族問題や地域紛争が噴出し始めると、その対策として、文化多様性とその帰結としての文化間の対話の考え方が安全保障と平和構築に結び付けて考えられるようになったとされる⁽¹³⁾。

以上は、主として異なる国家・地域間の問題であるが、一つの国家や社会の内部でも、先住民、少数民族、移民等の異なる文化が存在することは珍しくない。多様な文化の在り様を認めることは、これら先住民等の生活様式、価値観、言語等を含む文化を認めることにつながる。

1970年代後半からは、先住民、少数民族等の文化的アイデンティティの擁護が国内の社会的統合に資することが論じられ始め、社会における異なる文化を尊重し、平等に取り扱う文化多元主義の考え方がみられるようになる。さらに、1980年代になると、そうした文化的アイデンティティの擁護は、少数者の文化権、言語権等の人権保障の問題として捉えられるようになり、デモクラシーの確立のためにも必要であると認識されるようになったとされる⁽¹⁴⁾。

この点に関連して、これまでに世界人権宣言第27条及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁽¹⁵⁾」第15条において、人権としての文化権⁽¹⁶⁾が規定されていることにも留意する必要がある。

こうしてみると、文化多様性の尊重は、持続可能な社会に不可欠の要素である安全保障や平和構築の実現に資するものであるとともに、少数者の人権保障とデモクラシーの確立を通じて、他者を尊重する多文化共生社会の実現に寄与するものといえることができる。

(11) イグナチ・サクス（都留重人監訳）『健全な地球のために—21世紀へ向けての移行の戦略—』サイマル出版会、1994、pp.65-69。サクスは、1972年の「国連人間環境会議」に準備段階から携わり、1992年の「環境と開発に関する国連会議」でも事務総長特別顧問を務めた。なお、同訳書では、訳者独自の考え方により、“Sustainability”を取って「維持可能性」と訳しているが、ここでは、分かりやすさを考えて、一般的な「持続可能性」の語を用いて説明した。

(12) ユネスコ憲章前文及び第1条第1項参照。

(13) 愛川 前掲注(6)、pp.189-190。

(14) 同上、pp.188-189。

(15) いわゆる国際人権A規約。我が国は、昭和54年に批准した（昭和54年条約第6号）。

(16) 我が国では、文化権について、例えば、文化を享受する権利、文化を創造する権利、文化活動に参加する権利から構成される複合的な権利であり、自由権と社会権の両方の要素を併せ持つものなどという説明がなされている。小林真理「第3章 文化政策の法的枠組み」後藤和子編『文化政策学：法・経済・マネジメント』（有斐閣コンパクト）有斐閣、2001、p.76。ただし、文化権の概念は、国際的にはまだ共通の理解がなく、詳細な検討も行われるに至っていないという。佐藤禎一『文化と国際法—世界遺産条約・無形遺産条約と文化多様性条約』玉川大学出版部、2008、pp.110-114。

4 創造都市をめぐる議論

欧米では、1980年代以降、都市政策において文化の持つ力に関心が集まるようになった。映像・映画、音楽、舞台芸術、ファッション、デザイン等の文化産業⁽¹⁷⁾は、「創造産業」とも呼ばれ、近年の都市開発や都市再生で大きな役割を果たしつつある。革新的な創造産業のほか、市民による自由で創造的な文化活動等により活性化した「創造都市」は、文化と産業における創造性に富み、脱大量生産の革新的で柔軟な都市経済システムを備え、グローバルな環境問題やローカルな地域社会の課題に対して、創造的問題解決をなし得るような「創造の場」に富んだ都市であると説明され⁽¹⁸⁾、持続可能な開発との関連でも取り上げられている⁽¹⁹⁾。文化の持つ力それ自体が経済成長も含めた持続可能な開発を牽引する可能性が議論され始めたのである。なお、ユネスコでは、文化多様性を保護するとともに、世界各地の文化産業が潜在的に持つ様々な可能性を、都市間の戦略的な連携によって、最大限に発揮させるための枠組みとして、2004年に「ユネスコ創造都市ネットワーク⁽²⁰⁾」を創設した。

これらの創造都市論においては、文化的少数者や外国人・移民等の外来者が、これまでにない文化的刺激をもたらしたり、地元の間人が認識していなかった地域の文化資源を発見する点で、新たな創造力の源として認識されている⁽²¹⁾。さらに、代表的論者であるチャールズ・ランドリー (Charles Landry) の議論は、文化的活動を通じて少数者等の弱者の社会参加が実現される可能性を扱い、都市の創造性に結び付けたと評価されている⁽²²⁾。このほか、人材 (才能)、技術、寛容性の各分野について、芸術家等の「創造階級」に属する人口や移民等への寛容の度合いなどを考慮した指標を用いて都市の創造性を評価するリチャード・フロリダ (Richard L. Florida) の議論もよく知られている⁽²³⁾。以上の議論によれば、多様性の中でこそ文化の持つ力が十全に発揮されるのみならず、文化の持つ力により、多様性が社会の分断につながるのではなく、むしろ社会的統合に資するということになる。

II 国際的な議論の動向

I でみた議論を踏まえ、以下では、持続可能な開発と文化の関係、特に文化多様性の問題について、これまで国際会議等でどのような議論が行われてきたのかを概観する。その際、文化

(17) 持続可能性の観点から、文化産業や、文化と経済について論じた研究として次の文献がある。デイヴィッド・スロスピー (中谷武雄・後藤和子訳) 『文化経済学入門—創造性の探求から都市再生まで—』日本経済新聞社, 2002.

(18) 佐々木雅幸『創造都市への挑戦—産業と文化の息づく街へ—』岩波書店, 2001, pp.40-41.

(19) 例えば、チャールズ・ランドリー (後藤和子監訳) 『創造的都市—都市再生のための道具箱』日本評論社, 2003, pp.321-325. 等を参照。

(20) “What is the Creative Cities Network?”

〈http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=36746&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html〉

(21) ランドリー 前掲注(19), pp.138-140. 外国人等の少数者の文化が都市を活性化する点については次の資料も参照。飯笹佐代子「多文化都市政策と地域再生—外国人との共生と文化的多様性・創造性—」佐々木雅幸・総合研究開発機構編『創造都市への展望—都市の文化政策とまちづくり』学芸出版社, 2007, pp.124-148.

(22) 後藤和子「監訳者あとがき」同上, p.345. 文化的持続可能性の観点から、文化と都市再生の問題を論じた文献として、次の資料も参照。後藤和子「環境と文化のまちづくり」植田和弘ほか編『都市のアメニティとエコロジー』(岩波講座 都市の再生を考える 第5巻) 岩波書店, 2005, pp.155-183.

(23) リチャード・フロリダ (井口典夫訳) 『クリエイティブ・クラスの世紀—新時代の国、都市、人材の条件—』ダイヤモンド社, 2007, pp.165-194.

を所管する国連の機関であるユネスコの動きが中心となるが⁽²⁴⁾、持続可能な開発の理念と関わり
の深い国際会議についても、文化と何らかの関連がある限りにおいて触れることとする。

1 第二次世界大戦直後から1960年代まで

この時期には、今日のような持続可能な開発や文化多様性の概念を明確に掲げる具体的な国際会議等があったわけではない。しかし、Iでみたような論点については既に関連する動きがみられるので、大まかな動向を辿っておくこととしたい。

第二次世界大戦直後、国連では、すべての問題が平和の構築と維持のための枠組みの中に位置付けられていた。文化の問題も例外ではなく、異文化についての知識が相互理解をもたらし、平和構築につながるという観点から捉えられていた⁽²⁵⁾。この考え方に基づき、ユネスコで推進されたのが「東西の対話プロジェクト」である。「文明間の対話」の考え方は、その後も一貫してユネスコの基本姿勢となり、1980年代にシルクロード総合調査を実施した「文明間の対話」プロジェクトにまで発展する⁽²⁶⁾。

1950年代には、文化と人権との関係が議論されるようになり、文化は、芸術作品や遺跡の保護等のみではなく、個人・集団のアイデンティティや独立に関わる問題として意識されるようになる⁽²⁷⁾。特に少数者の権利との関係で、文化をめぐる問題は、国際政治における重要課題として浮上することとなった。文化への権利は、既に1948年の世界人権宣言にも規定されているが、個人の人権の問題として、文化権の問題がこの後さらに議論されていくことになる⁽²⁸⁾。

1960年代になると、開発と文化の問題をめぐり、ユネスコでは、一時、文化遺産の保護・公開と開発とを結び付けた文化観光の考え方を打ち出した⁽²⁹⁾。

2 1970年代—「開発の文化的側面」概念の萌芽

(1) 「国連人間環境会議」(ストックホルム)

1972年6月の「国連人間環境会議⁽³⁰⁾」では、6つの分野について「人間環境のための行動計画⁽³¹⁾」が採択され、その一つとして「環境問題の教育、情報、社会及び文化的側面」が取り上げられた⁽³²⁾。そこでは、社会的文化的観点から環境条件の変化を監視するための機構を設立すること等が勧告され、環境問題については、文化的側面を含め、幅広い視点から考える必要があることが示されている。また、世界の自然及び文化遺産の保護に関する条約案を、次期ユネ

(24) ユネスコにおける文化多様性をめぐる議論の変遷については、次の資料を参照。UNESCO, *UNESCO and the Issue of Cultural Diversity, Review and Strategy, 1946-2004, a Study Based on Official Documents, Revised Version*, Paris: UNESCO, 2004.9. (http://www.unesco.org/culture/culturaldiversity/docs_pre_2007/unesco_diversity_review_strategy_1946_2004_en.pdf) 日本語文献では、次の資料が分かりやすい。服部英二「ユネスコによる文化の多様性に関する世界宣言について」前掲注(5), pp.62-65.

(25) 1945年ユネスコ憲章を参照。ただし、異文化理解が平和構築につながるという当時の捉え方については、ユネスコ自身が楽観的であったと述べている。UNESCO, *ibid.*, p.5.

(26) 服部 前掲注(5), pp.47-48.

(27) UNESCO, *op.cit.* (24), pp.7-8.

(28) *ibid.*, p.10.

(29) 河野 前掲注(9), p.537. 文化観光をめぐる議論については、次の資料も参照。山村高淑「開発途上国における地域開発問題としての文化観光開発—文化遺産と観光開発をめぐる議論の流れと近年の動向—」西山徳明編『文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』(国立民族学博物館調査報告61巻)国立民族学博物館, 2006, pp.11-54.

(30) United Nations Conference on the Human Environment, Stockholm, 5-16 June 1972.

(31) Action Plan for the Human Environment.

(<http://www.unep.org/Documents.Multilingual/Default.asp?documentID=97>)

(32) *ibid.*, Recommendation 95-101.

スコ総会において採択するように勧告している点も注目される⁽³³⁾。当時、ユネスコと国際自然保護連合（IUCN）において、文化遺産の保護に関する条約案と自然環境の保護に関する条約案がそれぞれ個別に検討されており⁽³⁴⁾、この勧告により、ユネスコにおいて両者の作業を統合し、一つの条約とすることが求められた。これを受けて、同年11月の第17回ユネスコ総会において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」が採択された。

(2) 「地域文化政策会議」

1970年代には、開発と文化をめぐる議論が新たな局面を迎えることになる⁽³⁵⁾。前述のように、欧米先進国の近代化モデルを途上国に適用しても成果が得られないことが認識され、ユネスコでは、現地の文化に基づき、当事国側が主体性を持つ内発的発展の理念と方法論が探究され始めた。観光には文化遺産の破壊につながる面もあるとの理解が広まったことから、文化観光の考え方も見直しを迫られ、文化遺産の保護と公開については、当事国とその地域住民が関心を持ち、自発的に参加する必要があると考えられるようになった⁽³⁶⁾。

文化開発が社会経済開発にとって不可分のものとなりつつあることを踏まえて、ユネスコは、文化政策と開発の問題を議論するため、1970年代からヨーロッパ、アジアなどの地域ごとに文化政策会議を開催するようになった⁽³⁷⁾。

1975年にガーナのアクラで開催されたアフリカ地域文化政策会議⁽³⁸⁾では、開発と文化の要素の統合による内発的な発展を志向する「開発の文化的側面」の考え方が示された⁽³⁹⁾。採択されたアクラ宣言⁽⁴⁰⁾では、開発プロセスにおける決定的な役割を文化に付与すべきことを掲げている。

1978年1月には、ラテン・アメリカ及びカリブ海地域文化政策会議⁽⁴¹⁾がコロンビアのボゴタで開催された。ここで採択されたボゴタ宣言⁽⁴²⁾では、文化は社会の価値と創造の総和であり、生命それ自体の表現であって、社会活動の単なる手段や補助的な道具ではないとされ、開発の本質的要素として文化的側面が含まれていなければならないとの考え方が示された⁽⁴³⁾。

3 1980年代—メキシコシティ宣言と「開発の文化的側面」概念の確立

(1) 「文化政策に関する世界会議」（メキシコシティ）

1982年にメキシコシティでユネスコにより開催された「文化政策に関する世界会議⁽⁴⁴⁾」では、

(33) *ibid.*, Recommendation 98-99.日本語訳は、次の資料に掲載。環境庁長官官房国際課編訳『この地球を守るために—72/国連人間環境会議の記録』楓出版社, 1972, pp.172-173.

(34) 条約採択に至る経緯については、次の資料を参照。武藤顕「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」『ジュリスト』1008号, 1992.9.15, p.115; B.V.ドロステ「講演 世界遺産の保護」『世界遺産条約資料集2』（日本自然保護協会資料集31号）財団法人 日本自然保護協会, 1992, pp.5-6.

(35) 以下の記述は、次の資料による。河野 前掲注(9), pp.550-556.

(36) 同上, p.549.

(37) 1972年6月にはフィンランドのヘルシンキでヨーロッパ地域会議、1973年12月にはインドネシアのジョグジャカルタでアジア太平洋地域会議が開催された。

(38) Intergovernmental Conference on Cultural Policies in Africa. Accra, 1975.

(39) 河野 前掲注(9), p.554.

(40) 同宣言のテキストは次の資料による。List, by Subject, of the Recommendations of the Intergovernmental Conferences on Cultural Policies, Convened by UNESCO or Prepared with its Collaboration since 1970 (World Conference on Cultural Policies, Mexico City, 26 July-6 August 1982) (CLT-82/MONDIACULT/REF.2), Paris: UNESCO, 1982.7.2.

(41) Intergovernmental Conference on Cultural Policies in Latin America and the Caribbean, Bogotá, 1978.

(42) 同宣言のテキストは次の資料による。UNESCO, *op.cit.* (40).

(43) UNESCO, *op.cit.* (24), pp.13-14.

(44) World Conference on Cultural Policies (MONDIACULT), Mexico City, 26 July-6 August 1982.

「文化政策に関するメキシコシティ宣言⁽⁴⁵⁾」が採択された。その「開発の文化的側面」の項によれば、文化とは、開発プロセスの基本的部分を構成し、国の独立、主権及びアイデンティティの強化に資するものであるとされる⁽⁴⁶⁾。また、成長の概念にとって、人間の精神的、文化的な願望の充足という質的側面が重要であるにもかかわらず、これまでしばしば量的側面のみが重視され、質的側面が考慮されてこなかったとした上で、真の開発の目的は、あらゆる個人の変わらぬ幸福 (well-being) と充足 (fulfilment) であるとする⁽⁴⁷⁾。均衡のとれた開発は、開発戦略の中に文化の要素が統合されることによるのみ実現可能であり、だからこそ、それぞれの社会の歴史的、社会的、文化的文脈に照らし、常に開発戦略の見直しが図られねばならないという⁽⁴⁸⁾。

(2) 「世界の文化開発の10年」

メキシコシティ会議の議論を受けて、1986年12月の国連総会では、1988年から1997年までを「世界の文化開発の10年 (World Decade for Cultural Development)」とすることが決議⁽⁴⁹⁾され、その10年の目標の一つとして、「開発の文化的側面」を確認することが掲げられた⁽⁵⁰⁾。

(3) 「環境と開発に関する世界委員会」報告

1987年には「環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)」が報告書を取りまとめ、持続可能な開発の理念を示したが、ここでは、文化の位置付けに関するまとまった記述が見当たらない。しかし、例えば、生態系における一つの集団の行為 (有害物質の排出等) が他の集団に及ぼす影響に関連して、伝統的社会システムの下では、こうした生態学的相互作用が明確に認識され、農業における共同行動、水利、森林、土地に関する規制が行われてきたとの指摘があり⁽⁵¹⁾、こうした箇所には、伝統的な知識や生活様式といった文化的要素が開発に果たす役割への理解が反映しているとみることでもできよう。

4 1990年代(1)ーリオ・サミットと先住民の文化

(1) 「環境と開発に関する国連会議」(リオ・サミット)

1992年6月の「環境と開発に関する国連会議 (リオ・サミット)⁽⁵²⁾」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」では、先住民の伝統的知識等の尊重という形をとって、文化多様性の問題が取り上げられた。その第22原則においては、先住民とそのコミュニティが、その知識と伝統に基づく技量により環境の管理と開発に重要な役割を果たしているとして、各国に対し、先住民のアイデンティティ、文化及び利益を認め、十分な支援を行うとともに、持続可能な開発

(45) Mexico City Declaration on Cultural Policies, World Conference on Cultural Policies, Mexico City, 6 August 1982. http://portal.unesco.org/culture/en/files/12762/11295421661mexico_en.pdf/mexico_en.pdf なお、ユネスコにおける「文化」の定義 (「文化的多様性に関する世界宣言」参照) は、ほぼ同宣言の考え方を引き継いでいる。

(46) *ibid.*, para.10.

(47) *ibid.*

(48) *ibid.*, para.16.

(49) Proclamation of the World Decade for Cultural Development, 1986.12.4 (A/RES/41/187).

(50) 他の目標として、文化的アイデンティティの肯定と豊饒化、文化への参加の拡充、国際文化協力の促進が掲げられた。

(51) “Chapter 2: Towards Sustainable Development, II Equity and the Common Interest,” *Report of the World Commission on Environment and Development: Our Common Future*, Annex to document A/42/427, 20 March 1987, para.18. <http://www.un-documents.net/ocf-02.htm#II> 日本語訳は次のとおり。大来佐武郎監修『地球の未来を守るために—環境と開発に関する世界委員会—』福武書店, 1987, p.70.

(52) United Nations Conference on Environment and Development (UNCED), Rio de Janeiro, 3-14 June 1992.

の達成への先住民の参加を可能とするように求めている⁽⁵³⁾。さらに、「アジェンダ21」第15章では、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に関して、先住民とそのコミュニティの伝統的知識、方法を尊重し、その伝統的方法等から得られる経済的・商業的利益を先住民が享受する機会を確保することを目標として掲げる⁽⁵⁴⁾。また、同第26章が「先住民及びその社会の役割の認識及び強化⁽⁵⁵⁾」の問題に充てられ、環境上適正かつ持続可能な開発を促進するために、先住民の価値観、伝統的知識、天然資源管理の技量を認識すること⁽⁵⁶⁾が目標の一つに掲げられるなど、様々な記載が盛り込まれた。

先住民については、1970年代後半以降、その文化的アイデンティティの擁護が社会的結束につながることを指摘されてきたが⁽⁵⁷⁾、ここでは、環境保全との関係で、先住民の伝統的知識や生活様式の持つ意味が確認された点が重要である。生物の多様性が保たれ、多様な文化が存在する地域には、先住民が存在することが多いとされている⁽⁵⁸⁾。これは、様々な生態系に対応し、環境に負荷をかけずに共生してきた伝統的な知恵や生活様式等の文化の体系が豊富に残っているということでもある。

(2) 「第10回非同盟諸国首脳会議」(ジャカルタ)

リオ・サミットの後の1992年9月にジャカルタで開催された「第10回非同盟諸国首脳会議⁽⁵⁹⁾」では、各国の開発戦略において、「開発の文化的側面」が考慮されるべきであり、「世界の文化開発の10年」の目標を達成する必要があることが確認された。採択された最終文書には、各国の多様で豊かな文化遺産を保全することの重要性と、経済開発プロセスに文化的側面を統合すべきことが明記されている⁽⁶⁰⁾。この時期になると、「開発の文化的側面」を重視し、各々の文化を維持しつつ、いかに開発を進めるかが共通の課題として認識されていることが窺える。

(3) 「世界社会開発サミット」(コペンハーゲン)

1995年3月の「世界社会開発サミット⁽⁶¹⁾」では、「社会開発に関するコペンハーゲン宣言」において、行動の枠組みを設定すべき目標の一つとして、文化政策と経済政策、社会政策とを

(53) Rio Declaration on Environment and Development, *Report of the United Nations Conference on Environment and Development (Rio de Janeiro, 3-14 June 1992)*, Annex I (A/CONF.151/26 (Vol. I)), 1992.8.12.

〈<http://www.un.org/documents/ga/conf151/aconf15126-1annex1.htm>〉日本語訳は次のとおり。「環境と開発に関するリオ宣言(仮訳)」環境庁・外務省監訳『アジェンダ21 実施計画(97) —アジェンダ21の一層の実施のための計画— (1997年国連環境開発特別総会採択文書)』エネルギージャーナル社, 1997, p.516.

(54) Agenda 21 (A/CONF.151/26 (VOL.II)), para.15.4 (g). 〈http://www.un.org/esa/dsd/agenda21/res_agenda21_15.shtml〉日本語訳は、環境庁・外務省監訳 同上, p.257. この考え方は、この後さらなる展開を経て、「生物の多様性に関する条約」(平成5年条約第9号)の特に第8条(j)に盛り込まれた。*Environment and Cultural Diversity*, (UNEP/GC.23/INF/23) 2004.11.4, para.54.

(55) “Chapter 26: Recognizing & Strengthening the Role of Indigenous People & Their Communities,” Agenda 21 (A/CONF.151/26 (VOL.III)). 〈http://www.un.org/esa/dsd/agenda21/res_agenda21_26.shtml〉

(56) *ibid.*, para.26.3.(a) (iii). 日本語訳は、環境庁・外務省監訳 前掲注(53), p.420.

(57) 愛川 前掲注(6), pp.188-189.

(58) 同上, p.192.

(59) The 10th Conference of Heads of State or Government of Non-Aligned Countries, Jakarta, 1992 September 1-6.

(60) Final Document Chapter IV, Economic and Social Issues (NAC 10/Doc.3/Rev. 2), 6 September 1992, paras.118-119. 最終文書のテキストは、A/47/675-S/24816, 18 November 1992.のANNEXとして添付されたものを参照した。〈<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N92/729/01/IMG/N9272901.pdf?OpenElement>〉

(61) World Summit for Social Development, Copenhagen, 6-12 March 1995.

相互に補強し合うように統合すること⁽⁶²⁾が掲げられたほか、開発における文化の役割の強化、文化多様性の尊重⁽⁶³⁾等が謳われた。また、「行動計画」では、社会開発の究極の目的を、すべての人々の生活の質の改善・向上と位置付けた上で、その実現のためには、人権や基本的自由の尊重、より一層の平等な経済的機会と並んで、文化多様性が必要であると述べるとともに⁽⁶⁴⁾、社会的統合の目的である「すべての人々のための社会」について、文化多様性に基づくものでなければならないこと⁽⁶⁵⁾などを掲げた。また、これらの宣言や行動計画では、先住民の伝統、文化、権利の尊重等についても様々な項目において触れられているのが目を引く。

5 1990年代(2)－「文化と開発に関する世界委員会」報告書とストックホルム会議

(1) 「文化と開発に関する世界委員会」報告書

1995年11月には、国連「文化と開発に関する世界委員会⁽⁶⁶⁾」が報告書「我らの創造的な多様性 (Our Creative Diversity)⁽⁶⁷⁾」を取りまとめた。同委員会は、「世界の文化開発の10年」におけるユネスコの取組みの中で、21世紀の文化戦略・開発戦略を策定する必要性が認識されたことを受け、1991年の国連経済社会理事会決議⁽⁶⁸⁾に基づき設立されたものである。委員長にはデクエヤル (Javier Pérez de Cuéllar) 元国連事務総長が就任し、13名の委員の一人として我が国から文化人類学者の中根千枝東京大学名誉教授が参加したほか、名誉委員として、レヴィ＝ストロース (Claude Lévi-Strauss, 1908-2009) やエリ・ヴィーゼル (Elie Wiesel) など著名な文化人が名を連ねた。同委員会設立の背景には、ブルントラント委員会報告書やリオ・サミットにおける議論等に触発された北欧諸国の動き等があったとされる⁽⁶⁹⁾。

同報告書では、開発を、人々が物やサービスを楽しむ状態にするだけでなく、充足を伴う価値ある共生の在り方を選択できるようになることをも含む概念と捉える。その上で、文化については、開発の手段や経済成長に付随するものではなく、むしろ開発の目的を支える社会的基盤であるとする⁽⁷⁰⁾。こうした考え方に立って、同報告書は、デモクラシーや少数民族の保護等の地球規模の倫理、多元主義、創造性とエンパワーメント、新たなテクノロジーとメディア等の問題を取り上げる。文化と環境について論じた章では、持続可能性の文化的側面の重要性が指摘され、自然環境と人間との関係について、自然資源の保護・管理のために社会が作り上げてきた伝統的手法の存在が重視されつつあるとする⁽⁷¹⁾。こうした手法は、各々の社会の文化に根ざしたものであり、それゆえに、文化と環境の関係が再検討されなければならないという。続けて、文化政策の再検討や調査の必要性等が論じられ、最後に、その後の国際的な検討課題として、文化と開発に関する年次報告書の作成、文化に配慮した新たな開発戦略の策定等

(62) Copenhagen Declaration on Social Development, Report of the World Summit for Social Development (A/CONF.166/9), Annex I, para.26 (d). <<http://www.un.org/documents/ga/conf166/aconf166-9.htm>> 日本語訳は、次のとおり。『世界社会開発サミット：コペンハーゲン宣言及び行動計画：1995年3月6日-12日』国際連合広報センター、1998。<<http://www.unic.or.jp/files/pdfs/summit.pdf>>

(63) *ibid.*, para.29. Commitment 6.

(64) Programme of Action of the World Summit for Social Development, *ibid.*, Annex II, para.7.

(65) *ibid.*, para.66.

(66) World Commission on Culture and Development.

(67) World Commission on Culture and Development, *Our Creative Diversity, Report of the World Commission on Culture and Development, Summary Version* (CLT-96/WS-6), Paris: UNESCO, July 1996. <<http://unesdoc.unesco.org/images/0010/001055/105586e.pdf>>

(68) Resolution E/RES/1991/65

(69) World Commission on Culture and Development, *op.cit.*(67), p.8.

(70) *ibid.*, pp.14-15.

(71) *ibid.*, p.37.

の10項目から成る行動計画が示された。

(2) 「開発のための文化政策に関する政府間会議」(ストックホルム)

(1)の報告書に示された行動計画の10番目の項目において、文化と開発に関する地球サミットの開催が勧告されたことを受け、1998年3月～4月には、国際・国内の各レベルにおける文化政策の開発戦略への統合を推進するため、約150か国の政府代表等の参加を得て「開発のための文化政策に関する政府間会議⁽⁷²⁾」がストックホルムで開催された。ここで採択された「行動計画⁽⁷³⁾」では、持続可能な開発と文化の繁栄が相互に依存していること、個人の社会的・文化的充足が人間開発の主な目的の一つであること、異なる文化間の対話が平和的共存の不可欠の条件であること、人類の遺産である文化多様性が開発の本質的要素であること等を確認した。その上で、各国政府に対し、①文化政策を開発戦略の基本要素の一つとすること、②創造性の向上と文化的生活への参加を促進すること、③文化遺産保護のための政策及び実践を強化するとともに、文化産業を振興すること、④情報社会において文化と言語の多様性を推進すること、⑤文化的開発のために、より一層の人的・財政的資源を投入すること、という5つの政策目標を採用するよう勧告している。

6 2000年以降⁽¹⁾—文化多様性宣言の採択

(1) 「世界環境閣僚フォーラム」(マルメ)

2000年5月には、スウェーデンのマルメで「世界環境閣僚フォーラム⁽⁷⁴⁾」が開催され、「マルメ閣僚宣言」が採択された。その前文では、環境の劣化防止のために、倫理的・精神的価値の尊重、先住民の知識の保護等と並んで、文化多様性が重要であることが述べられ、また、「市民社会と環境」の項目では、文化多様性や先住民等の伝統的知識がグローバリゼーションの動きの中で危機に瀕しているとして、特に注意が払われるべきことが明記された⁽⁷⁵⁾。

(2) 「九州・沖縄サミット」

2000年7月の九州・沖縄サミットでも、情報通信技術や開発の問題と並んで、文化多様性が取り上げられ、G8首脳会合コミュニケにおいては、文化多様性が「21世紀の人間生活を豊かにする可能性を有する社会的及び経済的な活力の源泉」であるとされた⁽⁷⁶⁾。

(3) 「文化多様性宣言」

2001年11月には、第31回ユネスコ総会において「文化的多様性に関する世界宣言⁽⁷⁷⁾」(以下「文化多様性宣言」という。))が採択された。当時、世界貿易機関(WTO)において、オーディオ・ヴィジュアルのような文化的製品やサービスに自由貿易原則の例外を認めるかどうかをめぐって、特例措置を求めるフランス、カナダと、認めるべきでないとする米国との間で議論が続い

(72) Intergovernmental Conference on Cultural Policies for Development, Stockholm, 30 March-2 April 1998.

(73) Action Plan on Cultural Policies for Development, adopted by the Intergovernmental Conference on Cultural Policies for Development, Stockholm, Sweden, 2 April 1998. <<http://www.unesco.org/cpp/uk/declarations/cultural.pdf>>

(74) Global Ministerial Environment Forum, Malmö, Sweden, 29-31 May 2000.

(75) Malmö Ministerial Declaration, 31 May 2000, para.18. <http://www.unep.org/malmo/malmo_ministerial.htm>

(76) 「G8コミュニケ・沖縄2000(仮訳)」沖縄, 2000.7.23, para.39.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/documents/pdfs/commu.pdf>

(77) UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity, *op.cit.* (2)

ており、フランス、カナダ両国は、1999年以降、ユネスコで一連の文化大臣円卓会議等⁽⁷⁸⁾を主導し、文化的製品・サービスには特別の保護が必要であるとの考え方を打ち出していた⁽⁷⁹⁾。文化多様性宣言採択の背景には、こうしたフランス、カナダ等の動きがあり、グローバリズムの進展の中で独自の多様な文化を維持しようとする動きが結実したともいえる。

また、2001年は、国連の「文明間の対話国際年⁽⁸⁰⁾」に当たっており、この点も文化多様性宣言の採択に影響したことが指摘されている⁽⁸¹⁾。同国際年が決議された1998年当時、サミュエル・ハンチントン (Samuel P. Huntington) の『文明の衝突⁽⁸²⁾』が関心を集めていたことに対し、文明間の対立を煽りかねないと危惧する声があったとされ、こうした動向も文化多様性宣言の採択につながったとみられる。折りしも同宣言を採択した第31回ユネスコ総会の直前には、9.11同時多発テロが勃発しており、この時期に文化多様性の重要性を掲げる宣言が採択されたことの意義は大きい⁽⁸³⁾。

文化多様性宣言は、前文と全12条の本文から成っている。前文で文化の定義を示した後、本文では、まず、生物多様性が自然にとって必要であるように、文化多様性は、交流、革新、創造の源として、人類に必要なものであり、その意味で人類共通の遺産であると述べる (第1条)。また、文化多様性は、文化的多元主義に基づく政策により実現可能となるとした上で、文化的多元主義について、文化交流や創造的能力の開花に資するものであり、民主主義の基盤であるとする (第2条)。さらに、文化多様性が開発の本質的要素であること (第3条)、文化多様性の保護には、人権と基本的自由の尊重、特に少数民族や先住民の権利の尊重が含まれること (第4条) 等が掲げられている。なお、この宣言には、全20項目を掲げた「文化的多様性に関する宣言実施のための行動計画⁽⁸⁴⁾」が附属文書として付されており、その第1項では、文化多様性に関する国際法規制定について検討すると規定されている。

7 2000年以降(2)―持続可能な開発の4番目の柱としての文化

(1) 「持続可能な開発に関する世界サミット」(ヨハネスブルク・サミット)

2002年のヨハネスブルク・サミットでは、最終日に採択された「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」の「I 導入」に、持続可能な開発を達成するために不可欠な要素の一つとして、平和、治安、安定、人権、基本的自由の尊重と並んで、文化多様性が掲げられ

(78) 1999年6月に専門家会議“Culture: A Form of Merchandise Like No Other?”が開催され、同年11月に第1回文化大臣円卓会議“A Round Table of Ministers of Culture on the Theme: Culture and Creativity in the Context of Globalization”、2000年12月に第2回文化大臣円卓会議“2002-2010 Cultural Diversity: Challenges of the Marketplace”が開催された。

(79) 採択までの経緯は次の資料を参照。愛川 前掲注(6), pp.194-198.

(80) International Year for the Dialogue among Civilization. 同国際年は、イランのハタミ大統領(当時)の提案に基づき、第53回国連総会において満場一致で採択された(A/RES/55/23)。

(81) 服部 前掲注(24), pp.61-62.

(82) Samuel P. Huntington, *the Clash of Civilizations and the Remarking of World Order*, New York: Simon & Schuster, 1996. 日本語訳は次のとおり。サミュエル・ハンチントン(鈴木主税訳)『文明の衝突』集英社, 1998.

(83) このときは、同時多発テロの直後であることから、総会を延期すべきとの声もあったが、松浦晃一郎ユネスコ事務局長(当時)は、敢えて開催に踏み切ったという。松浦晃一郎『世界遺産―ユネスコ事務局長は訴える』講談社, 2008, p.39.

(84) Main Lines of an Action Plan for the Implementation of the UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity, UNESCO, *Universal Declaration on Cultural Diversity: a Vision, a Conceptual Platform, a Pool of Ideas for Implementation, a New Paradigm(a Document for the World Summit on Sustainable Development, Johannesburg, 26 August-4 September 2002)*, *Cultural Diversity Series No.1*, 2002, pp.6-7. <<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001271/127162e.pdf>>

た⁽⁸⁵⁾。ここに文化多様性が掲げられた背景には、ユネスコの働きかけがあったとされる⁽⁸⁶⁾。また、「持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言」においては、人類の集合的な力である豊かな多様性が持続可能な開発の目標達成等のために確実に活かされるようにするとの決意が述べられるとともに、人種、障害、宗教、言語、文化、伝統にかかわらず、世界の文明・国民間での対話と協力を促進するよう求めることが掲げられた⁽⁸⁷⁾。アフリカ諸国を始めとする途上国への配慮が強く意識された同サミットにおいて、多様な文化の存在を重視する考え方が持続可能な開発のために不可欠であるとの認識が示されたことは少なからぬ意味を持つ。

同サミットに際して国連環境計画（UNEP）及びユネスコが開催したハイレベル円卓会議「持続可能な開発のための生物多様性と文化多様性⁽⁸⁸⁾」では、フランスのシラク大統領（当時）が演説し、グローバリゼーションにより多様性が脅かされており、製品や規範や言語が規格化に向かいつつあるとして、こうした事態を防ぐために、文化多様性に関する国際条約を採択することを提案した。この訴えは、2005年の「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」（以下「文化多様性条約」という。）採択につながることになる。演説の最後では、文化は、環境、経済、社会と並ぶ、持続可能な開発の第4番目の柱であると述べている⁽⁸⁹⁾。

ここに至り、持続可能な開発において文化とは、環境、経済、社会の三分野に並ぶ基本的要素であることが確認されたということができよう。

(2) 「文化のためのアジェンダ21」

2004年5月には、地方自治体に関わる文書が採択された。ユネスコの「第1回世界文化フォーラム」に際し、スペインのバルセロナで開催された「第4回ポルトアレグレ・社会的包摂に関する地方自治体フォーラム⁽⁹⁰⁾」において、地方自治体の文化政策の指針として「文化のためのアジェンダ21⁽⁹¹⁾」が公表された。ここでは、文化多様性のほか、人権、ガバナンス、持続可能な開発、社会的包摂、経済等と文化との関係に関わる67の項目が掲げられ、世界の地方自治体に対し、同文書を地方議会において承認するように勧告している⁽⁹²⁾。

(3) 「国連ESDの10年国際実施計画」の枠組み

2005年1月になると、ヨハネスブルク・サミットにおける我が国の提案に基づき、第57回国

(85) The Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development, 4 September 2002, para.5 (*Report of the World Summit on Sustainable Development Johannesburg, South Africa, 26 August-4 September 2002* (A/CONF.199/20), p.9. <http://www.un.org/jsummit/html/documents/summit_docs/131302_wssd_report_reissued.pdf>). 日本語訳は次のとおり。「エネルギーと環境」編集部編『ヨハネスブルク・サミットからの発信—「持続可能な開発」をめざして—アジェンダ21完全実施への約束』エネルギー・ジャーナル社, 2003, p.4.

(86) 松浦 前掲注(83), pp.41-42.

(87) Johannesburg Declaration on Sustainable Development, 4 September 2002, paras.16-17 (*op.cit.*(85), (A/CONF.199/20), p.3). 日本語訳は、「エネルギーと環境」編集部編 前掲注(85), p.91.

(88) The High-level Roundtable on Cultural Diversity and Biodiversity for Sustainable Development.

(89) シラク大統領のスピーチは、次の資料に掲載されている。*Cultural Diversity and Biodiversity for Sustainable Development, A jointly convened UNESCO and UNEP high-level Roundtable held on 3 September 2002 in Johannesburg during the World Summit on Sustainable Development*, UNEP, January 2003, pp.24-26. <<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001322/132262e.pdf>>

(90) The 4th Forum of Local Authorities for Social Inclusion of Porto Alegre, Barcelona, 7-8 May 2004.

(91) Agenda 21 for culture, Barcelona, 8 May 2004. テキストは次のウェブサイトからダウンロードできる。日本語版も掲載されている。<<http://www.agenda21culture.net/>> また、次の資料も参照。太下義之「“Agenda21 for culture”に関する研究」『文化経済学』6巻3号, 2009.3, pp.171-179. 「都市・自治体連合」(United Cities and Local Governments: UCLG) が文書採択後のコーディネーター役となっている。

(92) *ibid.*, para.46.

連総会決議⁽⁹³⁾を経て「国連持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）の10年⁽⁹⁴⁾」が始まり、ユネスコは、同年9月に、各国政府によるESD推進計画策定の指針として、「国連ESDの10年国際実施計画⁽⁹⁵⁾」を公表した。同計画の背景にある考え方をまとめた文書⁽⁹⁶⁾によれば、環境・経済・社会の三分野は、文化の次元を通じて相互に結び付いており、持続可能な開発の基盤も文化の次元を通じて与えられるという⁽⁹⁷⁾。ここからは、文化を、持続可能な開発の4番目の柱というに留まらず、三分野の基底にあって、それらを統合するものと位置付ける考え方がみてとれる。さらに、考慮すべき15の戦略的観点の一つとして、文化多様性と異文化間相互理解が挙げられた⁽⁹⁸⁾。こうした認識は、持続可能な開発と文化をめぐる議論の現時点における到達点といってよいだろう。

Ⅲ 文化多様性保護のための国際的枠組み

1 文化多様性保護のための条約

これまでにみたとおり、持続可能な開発と文化をめぐる国際的議論において、鍵となる概念が文化多様性である。人類の多様な文化を守るために、これまでユネスコでは、表に掲げた6つの条約⁽⁹⁹⁾を採択している。このうち、3本については、2000年以降に成立したものであり、国際法規の整備が近年になって急速に進んだことが窺える。

最近採択された条約の中には、持続可能な開発への言及も見受けられる。例えば、最も新しい文化多様性条約では、基本原則の一つとして「持続可能な開発の原則」が掲げられ（第2条第6項）、文化多様性の保護、促進及び維持が、現在及び将来の世代のための持続可能な開発にとって基本的な要件であるとされている。

2 無形文化遺産条約——事例としての概観

文化多様性保護のための条約の一事例として、「無形文化遺産の保護に関する条約」（以下「無形遺産条約」という。）の概要をみることにする。コミュニティの関与を含め、同条約の内容には、持続可能な開発と関連する要素が少なからず見受けられる。

(1) 条約の趣旨—無形文化遺産の持つ意味

人類が伝えてきた文化には、伝統的な芸能、儀礼、工芸技術、口承等の物質的形態を伴わないものも含まれる。豊かな無形の伝統的文化が伝えられているのは、アジアやアフリカ等の非西欧地域であり、開発の対象となる途上国の多いところである。2002年の第3回文化大臣円卓会議で採択された「イスタンブール宣言」では、無形文化遺産（以下「無形遺産」という。）が、

(93) UNGA A/RES/57/254

(94) 持続可能な開発のための教育（ESD）については、上原有紀子「地域からはじまるESDの可能性」（本報告書）を参照。

(95) UNESCO, *United Nations Decade of Education for Sustainable Development (2005-2014), International Implementation Scheme* (ED/DESD/2005/PI/01), 2005. <<http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001486/148654E.pdf>>

(96) UNESCO, *Framework for the UN DESD International Implementation Scheme* (ED/DESD/2006/PI/1), 2006. <<http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001486/148650E.pdf>>

(97) *ibid.*, pp.14-15. なお、ユネスコとESDにおける文化の位置付けについては、次の文献も参照。河野真徳・座波圭美「ユネスコ・ESDにとっての『文化』の意義」永田佳之・吉田敦彦編『持続可能な教育と文化—深化する環太平洋のESD—』せせらぎ出版, 2008, pp.202-207.

(98) *ibid.*, pp.18-19.

(99) 主な条約を6つと捉える見方は次の資料による。松浦 前掲注(83), pp.301-308.

表 文化多様性の保護のための主なユネスコ国際条約

	名 称	採択年月日 (発効年月日)	我が国の 批 准 年	保護対象	締約 国数*
1	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（ハーグ条約） ➤2つの議定書あり。 Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict with Regulations for the Execu- tion of the Convention, The Hague, 14 May 1954.	1954年5月14日 (1956年8月7日)	2007年 (平成19年 条約第10号)	紛争時の有形 の不動・可動 の文化遺産	123
2	文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び 防止する手段に関する条約 Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property, Paris, 14 November 1970.	1970年11月14日 (1972年4月24日)	2002年 (平成14年 条約第14号)	有形の可動の 文化遺産	119
3	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 Convention Concerning the Protection of the World Cul- tural and Natural Heritage, Paris, 16 November 1972.	1972年11月16日 (1975年12月17日)	1992年 (平成4年 条約第7号)	有形の不動の 文化遺産・自 然遺産	186
4	水中の文化遺産の保護に関する条約 Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage, Paris, 2 November 2001.	2001年11月2日 (2009年1月2日)	未批准	領海外の排他 的経済水域・ 大陸棚等の海 中の文化遺産	31
5	無形文化遺産の保護に関する条約 Convention for the Safeguarding of the Intangible Cul- tural Heritage, Paris, 17 October 2003.	2003年10月17日 (2006年4月20日)	2004年 (平成18年 条約第3号)	無形の伝統的 な文化遺産	121
6	文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 Convention on the Protection and Promotion of the Di- versity of Cultural Expressions	2005年10月20日 (2007年3月18日)	未批准	無形の現代の 文化的表現 (文化多様性)	105

*締約国数は、2010年2月23日のUNESCOウェブサイトに掲載された数による。

(出典) UNESCOウェブサイトのLegal Instruments, Conventionsのページ(http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=12025&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=-471.html); 外務省ウェブサイト等に基づき筆者作成。

文化多様性の源泉であり、持続可能な開発につながるものであることが確認された⁽¹⁰⁰⁾。

無形遺産保護について留意すべきことは、有形遺産が過去の物質であり、固定されているのに対し、無形遺産は、人から人へ伝えられて現在も進行中の過程にあり、常時変化していくという点である。保護の手法も、有形遺産では修復が中心となる一方で、無形遺産では伝承が中心となる。つまり、人間が受け継いでいく無形遺産を保護するには、伝承者集団の存続が不可欠である⁽¹⁰¹⁾。地域の伝統的行事などは、そのコミュニティが消滅すれば失われてしまう。

こうした無形遺産保護のため、2003年の第32回ユネスコ総会において採択⁽¹⁰²⁾されたのが無形遺産条約である⁽¹⁰³⁾。条約の前文には、文化多様性を推進し、持続可能な開発を保証するものとしての無形遺産の重要性についての言及がある。

(100) Istanbul Declaration on Cultural Diversity, adopted at the Third Round Table of Ministers of Culture, Istanbul, 2002.9.17, paras. 1, 6. ([http://portal.unesco.org/en/files/6209/10328672380Communiq % E9Final-E-17sept.pdf/Communiq%E9Final-E-17sept.pdf](http://portal.unesco.org/en/files/6209/10328672380Communiq%20-%20E9Final-E-17sept.pdf))

(101) 垣内恵美子「第6章 文化財に関する国際交流・協力と世界遺産条約・無形遺産プロジェクト」根木昭・和田勝彦編『文化財政策概論—文化遺産保護の新たな展開に向けて』東海大学出版会, 2002, p.209.

(102) 条約制定過程については、次の資料を参照。松浦晃一郎「『無形文化遺産の保護に関する条約』の発効を記念して（記念講演）」『ACCU news』358号別冊, 2006.11, pp.1-4.

(103) ここに至るまでの無形遺産保護のためのユネスコの取組みとしては、1989年の「伝統文化及び民間伝承の保護に関する勧告」(Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore, Paris, 15 November 1989.)、1998年の「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」(Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity.) プログラム等が挙げられる。これらの勧告等については、次の資料を参照。宮田繁幸「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告』1号, 2007, pp.2-6.

我が国は、昭和25（1950）年制定の文化財保護法（昭和25年法律第214号）において、既に無形文化財保護の仕組みを設けており、この分野での豊富な経験・蓄積を持っている。無形遺産条約制定に当たっても、我が国は、条約制定に賛成する国々の中心となって大きな貢献を果たしたと評価されている⁽¹⁰⁴⁾。

なお、近年では、能楽と能面の関係のように、無形遺産と有形遺産が相互に依存している場合が少なくないことが認識されつつある⁽¹⁰⁵⁾。2004年の「大和宣言⁽¹⁰⁶⁾」では、両者の保護が調和し、相互に補強し合えるような統合的アプローチをとるのが適当であることが述べられた。

(2) 条約の概要

条約中、無形遺産は、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」をいうと定義されており、具体的なカテゴリーとして、①口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）、②芸能、③社会的慣習、儀式及び祭礼行事、④自然及び万物に関する知識及び慣習、⑤伝統工芸技術の5つを例示している。なお、人権に関する条約や持続可能な開発の要請と両立しないものは対象とならない。

締約国は、国内の無形遺産保護のため適当な措置をとらねばならない。また、無形遺産の保護・管理活動に、当該無形遺産を創出・維持・伝承する社会・集団ができる限り広範に参加し得るよう努めることとされており、無形遺産を担うコミュニティ等の関与が重視されている⁽¹⁰⁷⁾。

締約国の提案に基づき、一定の基準を満たすと政府間委員会（無形遺産委員会）に判断された無形遺産が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載される⁽¹⁰⁸⁾。無形遺産委員会は、緊急に保護する必要がある無形遺産の一覧表も作成する。

無形遺産委員会は、締約国から選出された24か国により構成され、任期は4年である。締約国の分担金等によりユネスコに無形文化遺産基金が設立され、無形遺産保護に関する国際的援助等の目的のために使用される。

3 あらゆる文化は等価なのか

文化の中には、カースト制度や女性への人権侵害に該当するおそれのある慣習を持つものも存在する。こうしたものも多様な文化の一つとして等しく尊重されるべきなのだろうか。この点、無形遺産条約では、既存の人権条約や社会、集団及び個人間の相互尊重と両立しないものは保護の対象とならないとされ（第2条第1項）、文化多様性条約でも、表現の自由等の人権が

(104) 河野俊行「無形文化遺産条約の思想と構造—世界遺産条約、日本法との比較において」『沖縄のうたきとアジアの聖なる空間—文化遺産を活かしたまちづくりを考える（平成15年度 沖縄国際フォーラム報告書）』国際交流基金, 2004, pp.38-39.

(105) Istanbul Declaration on Cultural Diversity, *op.cit.* (100), para.2.

(106) 「有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言（仮訳）」『月刊文化財』497号, 2005.2, pp.6-7.

(107) 無形遺産条約とコミュニティとの関係については次の資料を参照。大貫美佐子「国際協力を通じたコミュニティの持続可能な無形文化遺産の保護の取組み」国連大学グローバル・セミナー 第7回 金沢セッション, “グローバル化と文化の多様性”「セッション3：文化財の保護と伝承」講義録, 2007.11.24. (http://www.unu.edu/gs/files/2007/kz/KZ07_Ohnuki_fullText.pdf)

(108) 本条約は価値判断による序列化を行わず、すべての無形遺産は平等であるという前提に立っている。このため、世界遺産条約と異なり、一覧表記載に当たって「卓越した普遍的価値」のような基準は設けられず、記載される無形遺産はあくまで「代表」ということになっている。

保障される場合にのみ、文化多様性は保護の対象となるのであって、既存の人権条約により保障される人権や基本的自由を侵害したり、又は制約したりするために同条約の規定を援用してはならないと整理している（第2条第1項）⁽¹⁰⁹⁾。

また、文化多様性条約は、表現の自由とともに、他文化への自由なアクセスを保障し、他者との相互交流を促進するアプローチをとることにより（第2条第7項及び第8項等）、文化多様性を標榜しつつ、偏狭な自国文化中心主義をとり、他文化を排斥するようなことを防止しようとしている⁽¹¹⁰⁾。換言すれば、同条約の保護対象は、特定の文化ではなく、文化的表現の多様なのだということであろう⁽¹¹¹⁾。

おわりに

以上にみてきたように、これまでの国際的な議論を経て、環境保全、開発戦略の策定、人権擁護、平和構築など、環境・経済・社会の各分野にわたる諸課題にとって、文化の要素、とりわけ文化多様性が持つ重要性が明らかになってきた。このような認識は、グローバリズムが進展し、同時多発テロ後の宗教・民族をめぐる紛争が続く世界において一層深まり、国際条約の中にも反映されつつある。まさに、文化多様性は、持続可能な社会を支えるものとして理解することができる。今後、こうした理解がさらに広がり、各国の政策に具体化され、実践の場に活かされることが期待される。

最後に、文化多様性保護のための条約がいまだ対応し得ていない言語の保護の問題について触れておきたい⁽¹¹²⁾。無形遺産条約では、無形文化遺産の伝達手段としてであれば言語も保護対象になるとされているものの（第2条第2項（a））、言語自体は対象となっていない⁽¹¹³⁾。

言語多様性も、生物多様性とともに持続可能な社会の構築のために不可欠であることが認識されつつある⁽¹¹⁴⁾。しかし、2009年公表のユネスコの調査によれば、地球上で話されている約6,000の言語のうち、極めて深刻な消滅の危機に瀕している言語が538に上っており、また、1950年以降、200以上の言語が既に消滅したという⁽¹¹⁵⁾。我が国でもアイヌ語や琉球諸語等が危機に瀕していると報告されている。言語は、政治的アイデンティティとの結び付きが強く、その権利を認めることが国内少数民族の分離独立につながりかねない場合もあり、保護条約に関する国際的合意形成は容易でないとみられる⁽¹¹⁶⁾。だが、一つの言語の消滅は、一つの自然環境との共生の在り方の喪失でもある。今後、何らかの対応を検討していく必要があるだろう。

(109) ただ、個別の場合に、人権侵害に当たるかどうかを誰がどのように判断するのかは必ずしも明らかでないなどの問題は依然として残っている。この問題は、「文化と開発に関する世界委員会」報告書を批判的に検討した次の資料の中で扱われている。鈴木紀「〈文化と開発〉への人類学的接近法」内山田康編『文化と開発—枠組みを検討する—』財団法人国際開発高等教育機構, 1998, pp.21-33.

(110) 鈴木淳一「『文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約）』の採択と意義」『独協法学』77号, 2008.12, pp.84-85, 87-88.

(111) 同上, pp.110-111.

(112) 松浦 前掲注(83), pp.307-308. 松浦前ユネスコ事務局長が挙げるもう一つの分野は、有形遺産の破壊行為の禁止である。

(113) 第159回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号 平成16年5月18日 p.5（榛葉賀津也議員の質問に対する近藤誠一外務省大臣官房文化交流部長の答弁）。

(114) 例えば、希少動植物が多く生息する地域と少数言語が多く存在する地域とは、赤道を中心としてほぼ重なり合うように分布しているという。井出里咲子「第9章 危機言語とサステイナビリティ—ニュージーランドのマオリ語復興が示す方向—」木村武史編著『サステイナブルな社会を目指して』春風社, 2008, p.165.

(115) “News : New edition of UNESCO Atlas of the World’s Languages in Danger,” *UNESCO Press Release*, No.2009-15, 2009.2.20. (http://portal.unesco.org/ci/en/ev.php-URL_ID=28377&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

(116) なお、ヨーロッパでは、1992年に欧州評議会（Council of Europe）において「地域言語及び少数言語のための欧州憲章（European Charter for Regional or Minority Languages）」（CETS 148）が採択されている。